

2 県土利用の基本方向

(1) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮し、一体となって県土を支えるという考え方が重要である。

ア 都市

市街地（人口集中地区）については、人口減少や高齢化の進展の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の機会ととらえ、低炭素型やコンパクトな都市づくりなども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、中心市街地等における都市機能の集積や、公共交通機関を中心としたアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換については抑制することを基本とする。

加えて、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置

すること、健全な水循環系の構築や、資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負担が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観を形成することや、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成に努める。

さらに、豊かな住環境の創出や商業地の魅力を向上することで街なか居住を推進し、中心市街地の再構築を図る。特に、引き続き人口の増加や産業の集積が見込まれる地域においては、生活関連基盤の先行的整備に努めるなど、自然環境に配慮しつつ、計画的な土地利用の誘導を図る。

イ 農山漁村

本県の農山漁村は、そこに住む人の生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、新鮮な農林水産物や代々受け継がれた生活文化や芸能等の資源を有している。

このように、農山漁村は県民共有の財産であるという認識のもと、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を構築していく必要がある。

このような中で、優良農用地の確保及び適切な森林管理を行い、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画・協働等により県土資源の適切な管理に努める。あわせて二次的自然としての農山漁村における景観、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成に努めるとともに、隣近接する都市との交流・機能分担・連携を促進する。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いた土地利用への誘導を図る。具体的には、農業生産基盤の整備、優良農地の確保と担い手への農用地の利用集積を進める。農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な利活用に取り組みながら地域を活性化し、それを踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するように、地域の実情

に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

なお、農山漁村は地形的に自然条件が厳しい地域が多く、近年多発する土砂災害に対する安全性を高めるため、土砂災害危険箇所を考慮した県土利用への誘導、既居住地における警戒避難態勢の整備、地域防災拠点、避難所、避難経路の整備等により、防災に配慮した農山漁村の形成を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適切に保全する。

その際、外来生物の侵入や野生鳥獣による農林水産業への被害等の防止に努めるとともに、都市・農山漁村との良好な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、適切な管理の下で、優れた自然的地域特性を次世代に伝えるために、自然体験・環境学習等を実施し、自然とのふれあいの場として利活用を図る。

なお、自然維持地域は県土保全機能や地下水のかん養域としての機能も有することから、その点にも配慮して適切な保全を図る。

(2) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、(ア)安全で安心できる県土利用、(イ)循環と共生を重視した県土利用、(ウ)地下水の保全に配慮した県土利用、(エ)うるわしくゆとりある県土利用という4つの観点からの土地利用を推進していくことを基本として、多様な主体による総合的、双方向的な取組を行っていく必要がある。

ア 農用地

生産性や収益性の高い農業を確立し、安全で質の高い農産物を安定的に供給することを目標にするとともに、国内外や県内外における農産物の長

期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持・強化のため、生物多様性の保全にも配慮しつつ、平地農業地域、中山間農業地域等それぞれの立地条件に応じた必要な農用地の確保と整備を図る。

また、農用地の保全と農業生産活動が行われることにより、県土や自然環境の保全、水源かん養、良好な農村景観の形成等の多面的な機能が発揮されることから、不断の良好な管理を行うことで、農業の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。

さらに、生産と環境保全との調和を目指す持続可能な自然循環型農業の推進に努める。

耕作放棄地については、担い手への利用集積や多様な主体による様々な取組により新たな耕作放棄地の発生防止に努めるとともに既存の耕作放棄地の有効な利活用を図る。加えて、農山村の美しい景観を保持するため、棚田等の適切な保全・管理に努める。

市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点を踏まえた有効利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向や経済的位置付けの向上を視野に入れた林業の振興等を踏まえ、県土保全・水源かん養・保健休養等森林の持つ多面的機能を享受しつつ、次世代に豊かな状態で継承できるような持続可能な森林経営の確立に向け、森林の整備と保全を図る。

また、シカ等の野生鳥獣による被害や不在村森林所有者の増加等森林の管理水準の低下への対策を講じる。植林未済地の増加については、新たな植林未済地の発生を抑制するとともに、既存の植林未済地についても、関係団体・機関等による監視体制の強化やボランティア等の多様な主体による様々な取組により解消に努める。

都市及びその周辺森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図る。

農山漁村集落周辺の森林については、地域の良好な景観の形成要因となるため、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適切な保全・管理を図る。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、適正な維持・管理を図る。

ウ 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

特に、阿蘇地域の原野は、独自の美しい景観や貴重な生態系等を形成しているため、多様な主体の様々な取組により適切に保全していく必要がある。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適切な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

河川氾濫地域や土石流危険渓流における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通して自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等、多様な機能の維持と向上を図る。

オ 道路

一般道路については、本県の拠点性向上に必要な、観光拠点や産業拠点、九州新幹線駅や主要港湾等へのアクセスとなる道路等の整備を進め、交通結節機能を高めることや、各地域間の骨格となる主要な道路の整備により、県土利用の効率性向上を図る。

そのために必要な用地を計画的に確保するとともに、多様な主体による施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮して、道路の安全性、快適性の向上並びに防災機能の向上、快適な歩行者空間の確保、公共・公益施設の収容機能の向上等を図るとともに、地域の沿道景観や環境に十分配慮した道路づくりを推進する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農山村の活性化並びに農用地及び森林の適切な管理を図るため必要な用地の確保を行うとともに、多様な主体による施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持

統的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全及び農山村の良好な景観を損なわないように十分配慮する。

カ 宅地

(ア) 住宅地

熊本に住んで良かったと思える豊かな住生活を実現するため、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・防災・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。

さらに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、災害の発生や被害に迅速かつ適切に対応可能な県土利用を図る。

特に、人口集中の顕著な市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境、良好なまちなみ景観の創出を図る。

(イ) 工業用地

周辺地域の環境や景観の保全に配慮しながら、高度技術に立脚したもののづくり拠点形成を目標に、地元企業の技術高度化、起業家支援を図るとともに活力ある企業の立地を促進し、地域バランスにも配慮しながら工業生産に必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換にともなって生じる工場跡地については土壌汚染の調査や汚染対策を行うとともに、良好な都市環境の整備を前提にした有効利用を図る。

さらに、有害物質等を地下に浸透させないために防止策を講じて地下水保全に努める必要がある。

(ウ) その他の宅地

市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化を図り、事務所・店舗用地についても、良好な都市環境の形成に配慮しつつ必要な用地の確保を図る。

中心市街地の空事務所・空店舗については、空洞化に対応した再開発事業や多様な主体に働きかけることにより土地利用の高度化を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、広域的に影響を及ぼすため、地域の合意形成、周辺の土地利用や環境への影響、地域の景観との調和等を踏まえた上で適正な立地を図る。

キ その他

(ア) 文教施設・公園緑地等

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共施設の用地については、今後の人口減少・少子高齢化社会に対応し、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域の環境保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

なお、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き屋・空店舗の利活用や街なか立地を図る。

また、公園緑地については、災害時のオープンスペースや地域の憩いの場、良好な景観等様々な機能が期待されていることから適切な管理を行う。

(イ) レクリエーション用地

余暇需要の増大と自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備を進め有効利用を図る。

その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用を総合的に推進する。さらに、災害時の避難地としての機能も重視する。

(ウ) 低未利用地

都市の低未利用地は、再開発用地、防災や自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての利活用を図る。

農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することにより、様々な取組で農用地としての利活用を図る。

その際、それぞれの地域の状況に応じて施設用地や森林等への転換等有効な方策を講じる。

(エ) 沿岸域

漁業、海上交通、レクリエーション利用等への多様な期待があることから、自然的条件・地域特性、経済的・社会的動向等を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。

この場合、環境保全に十分に配慮し、各海岸・地域の個性を活かしながら県民に開放された親水空間としての適切な利用を図る。

また、沿岸域の多様な生態系の保全、自然海岸・藻場・干潟の再生、景観の保全・再生、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策等を講じて、県土の安心・安全性の向上に資するよう多様な主体による様々な取組により海岸の保全を図る。

特に、水質汚濁等が問題となっている有明海・八代海の再生についても、「有明海・八代海の再生に向けた熊本県計画」に基づき積極的な取組を推進する。